

## 簡易生命保険契約の平成 21 年度契約者配当の実施について

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、保険料の算出方法書の変更について、本日、総務省からの認可を受け、簡易生命保険契約に対する平成 21 年度の契約者配当を、次のように実施することにしました。

### 1 概 要

平成 21 年度の契約者配当として、2,827 億円を分配することとし、平成 21 年 4 月 1 日以降の契約者配当に適用します。

また、配当基準を昨年度と同じとした場合の分配金総額と比べ、約 1,247 億円の増加となり、4 年連続の増配となります。

なお、契約者配当金の例は、別紙 1 のとおりです。

### 2 配当基準

基本契約・特約ごとに次に掲げるアからエの合計額に、オの額を加算した額を分配します。ただし、アからエの合計額がマイナスとなる場合は、オの額とします。

ア 死差配当	危険保険金等に死差配当率を乗じた額						
	例：平成11年度加入普通養老保険契約の場合（危険保険金100万円あたり）						
	年 齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
	男 性	100円	70円	90円	300円	870円	2,440円
女 性	10円	20円	30円	130円	320円	1,070円	
イ 特約支払差配当	特約保険金に特約支払差配当率を乗じた額						
	例：平成11年度加入疾病傷害入院特約の場合（特約保険金100万円あたり）						
	年 齢	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
	男 性	500円	670円	860円	1,150円	1,710円	2,570円
女 性	370円	340円	640円	770円	1,240円	2,180円	

ウ 費差配当	<p>保険金に保険金比例費差配当率を乗じた額と保険料に保険料比例費差配当率を乗じた額の合計</p> <p>例：平成11年度加入契約の費差配当額 (10年満期普通養老保険、加入年齢40歳、保険金100万円)</p> <table border="1" data-bbox="491 327 911 409"> <tr> <td>男 性</td> <td>2,140円</td> </tr> <tr> <td>女 性</td> <td>2,133円</td> </tr> </table>	男 性	2,140円	女 性	2,133円																		
男 性	2,140円																						
女 性	2,133円																						
エ 利差配当	<p>責任準備金に利差配当率を乗じた額</p> <p>[ 利差配当率：次の配当利率と加入時の予定利率との差 ]</p> <table border="1" data-bbox="496 517 1369 600"> <tr> <td>経過年数</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> <td>7年</td> <td>8年</td> <td>9年</td> <td>10年～</td> </tr> <tr> <td>配当利率(%)</td> <td>1.47</td> <td>1.54</td> <td>1.62</td> <td>1.57</td> <td>1.55</td> <td>1.48</td> <td>1.43</td> <td>1.41</td> <td>1.44</td> <td>1.46</td> </tr> </table>	経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～	配当利率(%)	1.47	1.54	1.62	1.57	1.55	1.48	1.43	1.41	1.44	1.46
経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年～													
配当利率(%)	1.47	1.54	1.62	1.57	1.55	1.48	1.43	1.41	1.44	1.46													
オ 配当利息	<p>既に分配された積立配当に配当利殖率を乗じた額</p> <p>配当利殖率：0.99%</p> <p>(参考) 年ごとの効力発生応当日後の配当利殖率：0.86%</p> <p>注：財形商品、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えて、配当利殖率を適用します。</p>																						

なお、既に約款でお約束している契約者配当については、引き続き実施します。

注 既に約款でお約束している契約者配当とは、昭和59年9月に保険料の改定(引下げ)を行った際、保険料改定前後における契約間の公平性の観点から、昭和59年8月以前の契約に対し、保険料率の調整として行うこととした配当等です。

### 3 認可に当たっての留意事項

今回、保険料の算出法方書の変更認可に当たり、総務省により別紙2の留意事項が示されており、当機構はこれらに留意し、取り組んでまいる所存です。

<p>電話でのお問い合わせ先：かんぽコールセンター 電話：0120-552950 受付時間：平日 9:00～21:00                   土日休日 9:00～17:00                   (1月1日から3日を除きます。) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます</p>
--

## 契約者配当金の例

## 1 養老保険等

満期年月	平成 21 年 9 月
加入年齢	40 歳
満期保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	満期時支払 配当金額	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	満期時支払 配当金額
		円	円	円	円	円
普通養老保険 (10年満期)	男性	9,110	1,174	4,011	404	3,241
	女性	8,980	782	3,320	222	2,760
普通養老保険 (15年満期)	男性	5,620	1,944	10,349	924	9,329
	女性	5,450	2,110	11,700	1,390	10,980
普通定期保険 (10年満期)	男性	930	1,853	3,008	614	1,769
	女性	740	1,275	2,025	378	1,128
特別養老保険 (10年満期2倍型)	男性	9,920	2,329	5,877	789	4,337
	女性	9,620	1,545	4,487	425	3,367
特別養老保険 (10年満期5倍型)	男性	12,400	5,795	11,500	1,945	7,650
	女性	11,550	3,834	7,992	1,034	5,192
学資保険 (15歳満期)	男性	5,330	1,309	10,449	929	10,069
	女性	5,220	1,153	10,759	943	10,549

- 注 1 普通定期保険の分配額は、死亡保険金 100 万円（ただし、加入できる最低保険金額は 200 万円）の場合です。  
 2 学資保険の加入年齢は、被保険者 0 歳、契約者 40 歳の場合で、契約者の性別は被保険者と同じ場合です。  
 3 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。  
 4 特約保険金額は 100 万円（特別養老保険は 2 倍型 200 万円、5 倍型 500 万円）の場合です。  
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

## 2 終身保険

加入年月	平成 11 年 9 月
加入年齢	40 歳
保険金額	100 万円
付加する特約	災害特約及び疾病傷害入院特約

保険種類	性別	月額保険料	当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計	(参考) 仮に前年度の配当基準を そのまま適用した場合	
					当年度分配額	当年度を含む 配当金額累計
		円	円	円	円	円
普通終身保険 (60歳払込済定額型)	男性	5,930	7	785	7	785
	女性	5,160	6	699	6	699
普通終身保険 (60歳払込済2倍型)	男性	5,280	1,994	2,947	624	1,577
	女性	4,560	1,468	2,160	436	1,128
特別終身保険 (60歳払込済)	男性	6,530	9	940	9	940
	女性	5,940	8	899	8	899

- 注 1 平成 21 年度の年ごとの効力発生応当日に死亡した場合の金額です。  
 2 特約は、基本契約の加入時に付加した場合です。  
 3 特約保険金額は、100 万円の場合です。  
 4 2 倍型普通終身保険は、平成 16 年 1 月加入、死亡保険金額 100 万円（保険料払込期間満了後の死亡保険金額は 50 万円）の場合です。  
 5 表中の配当金額は、請求時支払がないものとして算出した場合です。

(認可に当たっての留意事項)

- 1 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、平成 22 年 3 月末までに、支払点検等に係る経費の契約者配当に与える影響について検討するとともに、その検討結果を踏まえ、契約者配当の原資についてかんぽ生命保険と協議のうえ、措置すること。
- 2 機構は、平成 22 年 3 月までに支払点検等及びお客様対応に関し、「簡易生命保険管理業務委託契約書」第 11 条に基づく監査を行い、その結果を総務省に報告すること。
- 3 機構は、以下の点についてかんぽ生命保険を指導し、平成 22 年 3 月末までに指導状況を総務省に報告すること。
  - (1) かんぽ生命保険の支払点検等及びお客様対応の取組や、その配当に与える影響についての契約者への説明
  - (2) かんぽ生命保険の支払点検等やお客様対応に係る年度ごとの計画額及び実績額の公表
  - (3) かんぽ生命保険の経営計画への支払点検等やお客様対応の実施（新たな施策を含む。）の明確な位置付け及び裏付けとなる予算の措置
  - (4) かんぽ生命保険の支払点検等及びお客様対応に関する費用の効率的使用